

ID: 3015

担当部署: 都市整備課

処分の概要	許可の取消し(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例 規 名 根 拠 条 項	栃木県屋外広告物条例 第20条		
例 規 番 号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p>【基準】</p> <p>第20条の規定による。 (許可の取消し)</p> <p>第20条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第13条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第14条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第14条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 前条の規定による知事の命令に違反したとき。</p> <p>(4) 虚偽の申請その他不正手段により許可を受けたとき。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和7年6月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日